

平成 29 年 3 月 1 日

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会佐伯支部

床上操作式クレーン運転技能講習の開催について(ご案内)
(吊り上げ荷重5t以上床上操作式クレーン)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日		時間	場所	受付開始時刻
学科	9月12日(火)~13日(水)	8:40~17:10	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	8:30~
実技	9月14日(木)	8:10~17:35	(一社)大分県労働基準協会特殊技能教育センター (由布市挾間町三船415番地12)	7:50~

※ 16Hの方は、9月13日の学科講習時間が8:40~12:55までとなります。

※ 学科及び実技の規定講習時間を受講し、修了試験に合格した方が技能講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
16Hコース	・移動式クレーン又は揚貨装置運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・玉掛け技能講習修了者等	43,200円	1,645円	44,845円
20Hコース	上記以外の者	48,600円	1,645円	50,245円

3 定員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締切日	平成29年8月29日(火)必着
申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込書	所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。 (ホームページ「大分県労働基準協会」からも取得できます。) 16Hの方は、受講要件にある資格証のコピーを添付してください。
写真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
返信用封筒	修了証は、実技終了後、合格した方のみ交付いたします。封筒は必要ありません。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、技能講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 当協会で開催した技能講習を修了されている方は、修了証を統合しますので、お持ちの技能講習修了証をご持参ください。
- ③ 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ④ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ⑤ 建設労働者確保育成助成金制度は当協会では手続きできません。利用するためには、事業主が事前に労働局へ計画届を提出する必要があります。(提出に必要な時間割を希望される事業所は、講習開始日3週間以上前までに、当支部にお申し出ください。)